

# 「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生 の防止に関する条例」(平成14年条例第1号)等の 改正案概要等

## 1 現行条例の沿革

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止に関する条例」(以下「条例」という。)は、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、住民の生活の安全を確保し、住民の生活環境を保全することを目的として、平成14年に制定したものです(平成14年6月1日施行)。

四街道市では、500平方メートル以上3000平方メートル未満(3000平方メートル以上は千葉県の許可)の埋立て等については、埋立て等を行うことを許可制とし、事業者・土地所有者・市の責務をはじめ、申請手続き、埋立てに使用される土砂等の届出や安全基準、定期的な検査及び報告、立入調査等について規定しました。

平成20年には条例の一部を改正し、千葉県の埋立て等に係る条例の適用除外区域となり、500平方メートル以上の埋立て等について全ての許可を市が行うこととなりました。

また、平成25年には申請者の欠格要件について改正を行い、平成27年には搬入できる土砂等の明確化として、改良土の使用ができない旨を追加する等、許可基準の整備を図っています。

## 2 改正の概要

これまで、市では条例に基づき埋立て等の許可を行ってきましたが、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染等に係る対策の強化を図るため、搬入される土砂等の制限、安全基準、検査方法、地域住民の承諾及び保証金の設定等について見直しを行うこととしました。

## 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に必要事項（住所・氏名・連絡先）を記載の上、次のいずれかの方法により提出してください（必要事項の記載がないものや単なる賛否の表明、本件に関係のない意見などは受け付けできません）。

### 提出方法

**持 参** 環境政策課窓口：市役所4階  
（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く8時30分～17時15分）

**郵 送** 〒284-8555  
四街道市鹿渡無番地 四街道市役所環境政策課宛て （当日消印有効）

**F A X** 424-2013

**Eメール** [ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp](mailto:ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp)

### 提出期間

平成28年12月12日(月) ～ 平成29年1月11日(水)

### 提出された意見の取り扱い

提出された意見は、意見の概要とその意見に対する市の考え方を市ホームページで公表します（住所・氏名など、意見の内容以外は公表しません）。

公表時期は平成29年2月を予定しています。

なお、意見提出者への直接の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部改正案の概要

	項目	条文	内容	改正の狙い
1	土砂等の定義	条例第2条	<p>現行：廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積行為の用に供するものを「土砂等」と条例で定義しています。</p> <p>改正：規則で定めるものは土砂等の定義から除くこととします。（規則で定めるものは、岩石、コンクリート、砕石等です。）</p>	定義の明確化のため。
2	土地所有者の責任の明確化	条例第9条他	<p>現行：土地所有者にも申請者と同様の義務があります。</p> <p>改正：申請者を事業主、事業施工者（元請）、全土地所有者の共同名義とします。</p>	申請者に事業施工者及び土地所有者を加えることにより、事業の連帯責任者としての位置付け及び役割をより明確にするため。
		条例第25条の2	<p>現行：土地所有者に月1回の現場確認義務があります。</p> <p>改正：土地所有者の月1回の現場確認に報告義務を課します。</p>	
3	県外残土の禁止	条例第11条	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：土砂等の発生場所が、千葉県区域内であり、かつ、発生場所から直接搬入されるものに限定します。</p>	発生元確認を容易にするため。 また、発生場所が異なる土砂等の混入を防止するため。
4	一時たい積場等を発生元とするものの禁止	条例第11条	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：一時たい積場からの搬入を原則として禁止します。 また、埋立て等の終わってないの特定事業場からの搬入を禁止します。</p>	発生場所が明確になっているもののみの搬入に限定するため。

	項目	条文	内容	改正の狙い
5	土砂等の総搬入量の制限	条例第 11 条	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：1 件の許可につき、総搬入量の上限を 5 万 m<sup>3</sup>までとします。</p>	<p>土壌汚染等を確認した際、速やかな対策を講じることができるようにするため。</p>
6	同時に複数の特定事業を行うことの禁止	条例第 11 条	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：申請者の欠格要件に次の項目を加えます。</p> <p>※申請者が法人の場合は、その代表者及び役員も含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内の他の特定事業を完了等していない者</li> <li>2. 特定事業の許可を受けて完了等していない市内の土地の所有者又は当該土地で措置命令が出ており完了等していない土地の所有者（許可当時と所有者が変わっている場合は、許可時に埋立ての同意をした土地所有者を含む。）</li> <li>3. 市内で他の特定事業を申請中の者又は事前協議中の者</li> </ol> <p>また、次の条件も加えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法人にあっては、その役員が他法人の役員をしている場合は当該他法人が欠格要件に当てはまらないこと。</li> <li>2. 下請け事業者（個人事業者を含む。）が欠格要件に当てはまらないこと。また、その代表者及び役員又は使用人が欠格要件に当てはまらないこと。</li> </ol>	<p>複数の事業で土壌汚染等が発生することにより申請者が対応困難になる状況を回避するため。</p> <p>また、不正又は不誠実な行為をすおそれがある者が埋立てを行えないようにするため。</p>

	項目	条文	内容	改正の狙い
7	事業区域の境界確定	条例第11条	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：特定事業区域（一時たい積特定事業では特定事業場）の境界が属する土地の境界が確定している必要があることとします。また、特定事業区域等の中に市道等がある場合は、その境界が確定している必要があることとします。</p> <p>※特定事業区域：土砂等を埋立てる区域</p> <p>※特定事業場：特定事業区域に搬入路等を加えた全区域</p>	事業の区域を明確にするため。
8	隣接地土地所有者の承諾の強化	規則第3条の4	<p>現行：特定事業区域に隣接する土地所有者の承諾が必要です。</p> <p>改正：特定事業区域の境界から20m以内の土地所有者の承諾が必要になります。</p>	隣接土地所有者との紛争の発生を防止するため。
9	周辺住民の承諾の強化	同上	<p>現行：特定事業区域の境界から300m以内の住民の8割の承諾が必要です。</p> <p>改正：特定事業場の境界から100m以内の住民の9割の承諾、100m超から300m以内の住民の8割の承諾が必要になります。</p>	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。
10	区・自治会の承諾	条例第3条、第9条の2及び規則第3条の4	<p>現行：申請者は、特定事業区域の区・自治会長に事業内容を説明し、理解を得るよう努めなければなりません。</p> <p>改正：申請者は、特定事業場の区・自治会へ必ず説明し、承諾が必要になります。</p>	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。

	項目	条文	内容	改正の狙い
11	区・自治会との協定	条例第9条の2	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：特定事業場の区・自治会から申し出があった場合は、事業場の周辺の地域の環境の保全に係る遵守事項等について、協定の締結をするよう努めることとします。</p>	地域住民の理解を得ることにより、紛争の発生を防止するため。
12	事前協議の期間等の設定	規則第3条の5	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：事前協議を1年間行っても協議が成立しない場合、協議を終了することとします。また、事前協議済書の有効期限を1年とします。</p>	実現性のない埋立ての事前協議を期限なく続けなため。
13	発生元地質検査の市職員の見直し	条例第14条	<p>現行：申請者は、土砂等を搬入しようとするときは、土砂等発生元証明書及び地質分析（濃度）結果証明書等を添付した土砂等搬入届を届け出ます。</p> <p>改正：申請者は、土砂等搬入届の届出に先立ち、発生元の地質検査のための土砂等の採取計画を採取前に市に届け出、市職員が採取に立ち会い、採取場所等を指定できることとします。</p>	発生元の土砂等を市が事前に確認できるようにするため。
14	客土の適用除外の見直し	規則第3条の2	<p>現行：自らの耕作の用に供するため、従前の作土と同等以上の土砂等を用いて、農地の改善を行う事業は適用除外です。</p> <p>改正：農地転用申請の必要のない軽微な農地改良に限定します。</p>	適用除外を利用した無制限な埋立てを抑制するため。

	項目	条文	内容	改正の狙い
15	定期検査の方法	規則第11条	<p>現行：地質検査は、特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分しその中央で採取します。</p> <p>改正：地質検査は、特定事業区域を3,000㎡以内の区域に等分した数の検体を、市職員の指定する場所で採取することとします。（ただし、土砂等の搬入量が少なく必要な検体数の採取が難しい場合は検体数を減らすこととします。）</p>	事業開始直後で搬入量や埋立て面積が少ない場合に対応するため。
16	保証金の設定	新規	<p>現行：規定なし</p> <p>改正：申請者は、埋立の土砂等の量に応じた金額（400円/㎡）を保証金として銀行に預託し、市を質権者とする質権設定をします。</p>	土砂崩れ等の対策に市が費用として充当できるようにするため。
17	土砂等の安全基準及び地質検査方法の見直し	別表第1	<p>現行：水素イオン濃度の検液作成方法は市独自の方法です。</p> <p>改正：地盤工学会基準 JGS0211-200*「土懸濁液のpH試験方法」に変更します。</p>	水素イオン濃度を現場の地質により近い状態で検査するため。
			<p>現行：水素イオン濃度の基準値は4～9です。</p> <p>改正：水素イオン濃度の基準値を5.8～8.6に変更します。</p>	酸性やアルカリ性に近い土砂等の搬入を防止するため。
			<p>その他の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1,1-ジクロロエチレンの基準値を0.02 mg/ℓから0.1 mg/ℓに変更します。</li> <li>●セレンは日本工業規格 K0102 67.4、ふっ素は同 34.4、ほう素は同 47.4に定める方法をそれぞれ測定方法に追加します。</li> <li>●クロロエチレンと1,4-ジオキサンを新規に追加します。</li> </ul>	土壌の汚染に係る環境基準に準じて改正する。